

第1回 室蘭市パートナーシップ制度検討委員会 会議録

1. 日 時

令和5年9月8日（金）18時00分～19時00分

2. 場 所

室蘭市役所 2階3号会議室

3. 出席者等

(1) 出席委員 5名

木幡委員長、沼田委員、佐藤委員、大井委員、足立委員

(2) 欠席委員 なし

(3) 事務局 4名

生活環境部 関川部長、地域生活課 中野課長、山崎主幹、橋場主任

4. 会議次第

(1) 開会

(2) あいさつ

室蘭市長 青山 剛

(3) 委員、事務局紹介

(4) 委員長選出

(5) 議事

① パートナーシップ制度の概要について

② 検討事項と今後の進め方について

(6) その他

(7) 閉会

5. 議事

① パートナーシップ制度の概要について、② 検討事項と今後の進め方について

～事務局から資料に基づき説明～

(委員長)

ただいま概要について説明がありました。質問、意見があれば挙手して発言をお願いします。

(A委員)

資料2の1ページの根拠規定で道内8市は全て要綱ということですが、要綱の上はすぐ条例となってしまうものなのか、それとも条例と要綱の間に効力の強い制度というものがあるのか教えていただきたい。

(事務局)

条例の下には規則というものがあります。条例は、議会での議決が必要となりますが、規則は議会での議決が不要で市の内部で作ることができ、その下が要綱となっております。

(B委員)

検討スケジュールについて、先日、滝川市のパートナーシップの担当者の方と話している中で、滝川市では、当事者や関連団体の方を招いて職員研修を行っているが、室蘭市では職員研修を行う予定があるのか伺いたい。

(事務局)

職員研修についてですが、パートナーシップ制度の取り組みを含め、性の多様性への理解促進に関して職員に対する研修は必要と考えておりまして、まだ具体的な予定はありませんが、実施してまいりたい。

(B委員)

研修は、できるだけ早い段階に実施しておいたほうが、職員の皆さん含め、私たちの認識も高まると思いますので、早急に取り組んでいただきたい。

(C委員)

パートナーシップ制度を利用した場合に、それを証明する方法はどうすればいいのでしょうか。

(事務局)

証明方法は、先ほど資料2で説明した4つのやり方がありますが、市の方でパートナーシップ制度を申請された方に対して、それを証明する書類をお渡しし、公的サービスや民間サービスを利用するときに提示していただく仕組みです。

(C委員)

婚姻証明書や住民票のような公的な書類を市役所で出してもらえるということですか。

(事務局)

この証明は、法で定められた制度ではないため、法律上の義務や権利を伴うものではありませんが、公的サービスを利用するときに提示して使ったり、それ以外にも、こうした制度が市から認められている、証明されていることで、公的サービスの利用以外にも使い道が出てくる可能性を感じています。

(委員長)

制度を導入しているのは道内で8市ということだが、資料3には7市の名前しかないがあと1市は。

(事務局)

北斗市では、利用出来る公的サービスがN019の「市営住宅への入居」しか決まっておらず、全8市の表記に含まれているため、資料には市の名前が出てきてない状況です。

(委員長)

資料2の検討事項というのは本日は説明だけで、次回、例えば証明方法はこの4つの中のどれにするのかなどを検討するのでしょうか。

(事務局)

制度の中で選択肢があるものについては、この場でもご意見をいただけると、次回たたき台をお示しする際に非常に参考になります。こちらの案としては、引越ししても共通で使えますので、道内の多くの市が選択されている制度にした方が良いのではと考えていますが、この辺についても、皆様からご意見いただければと思います。

(B委員)

各市でやっている部分を除外してというふうにはならず、既に採択されているものは採択していかなければいけないと思います。ここに基本的に載っているものは採択していくべきだし、また室蘭としてオリジナルで出来るものがあれば、この検討委員会に案として出して考えていく必要があると思います。

(委員長)

先ほどの資料2の3ページの説明で、転入転出の際の負担軽減を図るための他自治体との相互利用は、両市の証明方法が異なっても構わないのでしょうか。

(事務局)

異なる証明方法を採用している帯広市も他都市と協定を結んでいますので、他市とは若干やり方が異なるかもしれませんが、相互利用は可能となっております。

(委員長)

今、帯広市を含めて何都市が協定を結んでいる状況ですか。

(事務局)

8市全てが相互利用制度を導入しており、全ての都市間で協定が結ばれているわけではありませんが、現在手続き中で間もなくできるようになる可能性もあり、今後広がっていくと考えています。

(B委員)

室蘭市は、今回のパートナーシップ制度で最初から相互協定の中に入る考えはないのでしょうか。

(事務局)

協定を結ぶのは制度が出来てからになります。全ての都市との協定をできる限り結んで、皆様の不便の解消に努めていきたいと考えています。

(D委員)

室蘭市で制度が出来るとは、すごく良かったと思っている。全道や全国で同じような動きがあれば良いが、それぞれの市町村で色々な状況があったりするので、一歩でも良い方向に近づいていけるよう進めていければ。室蘭市もそれは考えていると思いますので、ここはこうなんだ、どうなんだという意見をこの場で言って、それを認めてもらえるようにしていければと思っています。

(B委員)

室蘭の当事者の方で、パートナーシップ制度がなくて室蘭から出て行かれた方がおり、職場が室蘭にあるので苫小牧から通っているということです。そういうことも含めると、やはり早いうちにパートナーシップ制度を決定した時点で協定を結ぶような体制をあらかじめ用意した方が、より早くそういう方々の解消につながると考えています。

(D委員)

出来るだけ納得して良いものができるように、室蘭のオリジナルがあっても良いと思いますので、今まで制度ができた市と一緒にタイアップしながら作り上げていければ、一番良いと思います。

(B委員)

まずは、室蘭市でパートナーシップ制度を作ることが第一目標で、次の段階でオリジナリティのあるものを少し要素として入れていく努力も必要です。

(D委員)

一歩でも一つでも良いものが出来れば良いでしょうし、どうしてもやむを得ないということは起こりうるかもしれませんが、でも練っていかなければ進まないと思いますので。

(委員長)

資料3で、室蘭はどの制度を利用可能とするかというのは、この場で議論するのでしょうか。

(事務局)

資料3の制度ですが、市役所の様々な部署が関わっており、現在、他市の状況を元に庁内で調査、調整している段階ですので、次の2回目の会議では、室蘭市の案をお示しして、いろいろご意見をいただき、より良いものにしていきたいと考えております。

(委員長)

ここに出ているのは道内8市で24項目ありますが、その他はないのでしょうか。

(事務局)

「(1) 宣誓により利用可能な制度」は、制度を導入している8市しかありません。「(2) 宣誓なしで利用可能な制度」については、8市以外にもあるかもしれませんが、この資料は私どもで各市のホームページから拾ったものであり、公表されているものはこのようになっています。

(委員長)

室蘭市では、「(2) 宣誓なしで利用可能な制度」は、まだ実施していないということでしょうか。

(事務局)

取りまとめて公表している形にはなっておりませんが、同じように利用可能な制度はございます。

(A委員)

宣誓により利用可能な制度と宣誓なしで利用可能な制度がありますが、宣誓により利用可能な制度をなるべく多く、全てに近い状態に取り入れていただきたい。

(事務局)

他市固有の事業というものもあり、どこまで近づけるかというところを検討していきますが、当然、出来る限りの制度を取り入れていきたいという考えです。

(A委員)

市内部でも検討する余地は、まだまだあるという感じですか。

(事務局)

現在、検討しておりますし、仮にスタート時には間に合わなくても、どんどん広げていかなければならない取組みだと考えていますので、まずは、現時点で取りまとめたものをお示ししてスタートし、今後も取り組んでいくことが必要と思っています。

(B委員)

やはり今おっしゃったように、始めはベーシックな制度でスタートし、その後も方向性を示していく方法がベストなのかと思います。最初から何もかもしようとすると行き詰まってしまうので、ある程度スタンダードを作っておいて、そして状況に応じて少しずつ増やしていく、これからも取り組んでいきますよ、ということをあらかじめ言われていれば、多分、当事者の方も安心すると思います。

(A委員)

札幌市は、全国でも割と早くに導入した市だと思いますが、資料3を見る限りでは、意外と犯罪被害者等支援制度と市営住宅への入居しかなく、早めに着手した割にあまり進んでないようなイメージがあります。

(事務局)

資料3は、我々の方で各市のホームページから拾ったものですので、もしかしたら情報が古く、現在は、他に利用できる制度があるかもしれません。

(B委員)

公表のタイミングによってホームページにもタイムラグがあるので、実際に札幌でも他市との連携とかは対応しているんですね。ただ公表するものとしらないものがあると思うんです。実際に札幌に聞くとやっていることは多くあるようなので、それは多分タイミングが遅かったんですね。

(D委員)

みんなで声を出して、室蘭市のオリジナルを作っていくことが一番良いと思います。

(C委員)

制度が導入された後に、公表していく場所は、基本的に市のホームページになるのでしょうか。

(事務局)

ホームページにも掲載しますが、それ以外にも啓発資料を作って企業や学校などへ広くお知らせして

いきたいと考えていますので、公表のあり方についてもご意見を頂けるとありがたいです。

(B委員)

帯広市などでは、広報紙を使っており、室蘭でもそういうスタイルができないか。ホームページはなかなか更新が難しいんですけど、広報紙を使って関係団体等にも公表していくことによって、苦しんでいる方にも広めていくような形になります。

(委員長)

資料4の検討スケジュールについて何か意見はありますか。

(B委員)

事務局には既に提案申し上げていますが、会議の回数が3回というのは、当事者の人権を議論する場としては、あまりにも回数が少ない。皆さんの仕事の都合や市の予算の都合もあってなかなか難しいと思いますが、やはり最低5回くらいは必要じゃないかと。他市の例をみても、やはり5回は審議するべきではないかと思っています。全員が集まらなくても、関係団体と委員長や事務局との懇談など回数を重ねて、それを検討委員会の時に公表して皆さん議論を重ねていただく、ということをしたら良いと思っています。

(委員長)

議論の回数は多いほうが良いが、4月から制度開始ということで、このようなスケジュールになったと思いますので、次回がパートナーシップ制度素案についての議論で、意見がある方は、その場やメール等で出してもらって1月頃に集約し、2月にもう一回行うということで、スケジュールとしては厳しいかもしれませんが、B委員のご提案を踏まえて、5回は厳しいかもしれませんが、1回ぐらいは増やして4回としても良いと思いましたので、事務局で検討してください。

(事務局)

皆様のご意見を個別にも伺いながら、こういった形で意見を吸い上げていくのが良いのかを考えていきますのでよろしくお願いいたします。

(委員長)

これから事務局で素案等を作成するにあたって、例えば資料3では庁内の手続きや人員体制などいろいろあると思いますが、先ほどB委員が述べられたように、まずはパートナーシップ制度を作って運用することを第一の目標としていくということで、合意を得られやすいところから調整をしていただきたい。